

平成26年上半期名古屋北労働基準監督署管内の労働災害

特集

死傷者数は367人で、前年同期比39人減少

名古屋北労働基準監督署

(表1) 平成26年・25年名古屋北労働基準監督署管内労働災害発生状況(1月～6月) (人)

業種	26年発生件数	25年発生件数	業種	26年発生件数	25年発生件数
小計	67	84	土石採取業	0	0
食品製造業	15	18	建設業	34(2)	38
繊維工業・繊維製品製造業	0	1	道路旅客運送業	16	18
木材・木製品・木製家具製造業	3	1	道路貨物運送業	48(1)	48
紙加工品製造業・印刷製本業	12	13	陸上貨物取扱業	8	9
化学工業	3	9	商業	77	66
窯業・土石製品製造業	2	2	金融・広告業	5	9
鉄鋼業・非鉄金属製造業	1	1	保健衛生業	12	24
金属製品・金属家具製造業	16	18	接客娯楽業	33	30
一般機械器具製造業	7	4	清掃業	7	8
電気機械器具製造業	2	5	ビルメンテナンス業	19	30
輸送用機械器具製造業	0	4	その他の事業	38	42
その他の製造業	6	8	合計	364(3)	406

死亡者数は前年より3人増加

( )内は死亡者数で外数、25年発生件数は25年の同期件数です

名古屋北労働基準監督署管内の平成26年1月から6月までの上半期における労働災害発生状況は、(表1)のとおり死傷者数は367人と前年同期に比べ39人減少しました。死亡者数は、前年より3人の増加となっています。本年の死傷者数は前年同期と比べ減少していません。業種別で見ると、保健衛生業、ビルメンテナンス業、製造業、建設業が減少しています。その反面で、商業、接客娯楽業は増加しています。製造業の中では、木材・木製品が増加しています。死亡災害は、建設業で墜落により2人、運輸交通業で交通事故により1人となっています。休業4日以上の災害364人について同様(表2)の型別で見ると、「墜落・転落」災害で90人と休業災害全体の24.7%を占め、「転倒」災害で64人(17.6%)、「はさまれ・巻き込まれ」災害で57人(15.7%)

(表2) 事故の型別災害発生状況

事故の型	(人)	
	26年 発生件数	25年 発生件数
墜落・転落	90(2)	84
転倒	64	90
激突	26	14
飛来・落下	12	23
倒壊・崩壊	14	4
激突され	13	16
はさまれ・巻き込まれ	57	45
切れ・こすれ	25	20
高温・低温の物との接触	7	8
有害物等との接触	0	1
感電	1	0
火災	1	0
交通事故	28(1)	38
動作の反動・無理な動作	23	54
その他	2	9
分類不能	1	0
合計	364(3)	406

( )内は死亡者数で外数、25年発生件数は25年の同期件数です

が被災しており、依然としてこれら3つの型(在来型の災害)で全体の半数以上58・0%を占めています。

今年の災害の特徴としては、「墜落・転落」、「激突」、「倒壊・崩壊」、「はさまれ・巻き込まれ」、「切れ・こすれ」、の災害が増加している反面、「転倒」、「飛来・落下」、「激突され」、「高温・低温の物との接触」、「動作の反動・無理な動作」、

「その他」の災害に減少が見られています。

当署管内においては、第12次の労働災害防止推進計画に掲げる重点業種である製造業及び建設業における重篤災害防止対策、陸上貨物運送業、第三次産業の小売店・飲食店・社会福祉施設等の災害多発業種対策に行政としての力を注いで行くこととなりますので、関係業種の事業場におかれ

も災害防止対策の充実にご協力をお願いします。

なお、労働災害防止対策を施す上では、職場に潜在するリスクを適切に把握し、許容されざるリスクへの低減措置を確実に講じることが重要であり、ヒューマンエラーが労働災害に至らないよう安全・安心な職場の実現に向けて事業場の一人ひとりが労働災害防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。

(参考) 死亡災害発生一覧

発生月・時間	業種	災害状況
2月 3:00~3:30	運送業	高速道路で、トラックに接触したため路側帯に停車し、警察の到着を待っていたところ、別のトラックが、停車中のトラックに追突し、車外に出て路側帯にいた被災者が追突事故の巻き添えとなったもの。
4月 10:00~10:30	建設業	建設工事現場において、地下中2階の床面にデッキプレートを敷設する作業中、開口部に掛け渡したデッキプレートの上を通行しようとしたところ、デッキプレートとともに約7m下の地下2階床面から立ち上げられた鉄筋の上へ墜落し、約1時間半後に死亡した。
5月 22:30~23:00	建設業	照明取替工事において、高さ約30mの駐車場ビルの外壁に設置されている照明設備(地上高約7mの位置)の電球交換を行うため、安全带取付用親綱が設置されていない状態で高所作業用ブランコに乗り、屋上から0.8m位置まで降りたところで、当該ブランコを保持していたロープが切れ、当該ブランコもろとも地上へ墜落し死亡したもの。